

福島県循環型社会形成推進計画（素案）

現行計画との対照表

体系図

計画素案（抜粋）

数値目標

○福島県循環型社会形成推進計画 体系図

「福島県循環型社会形成に関する条例」

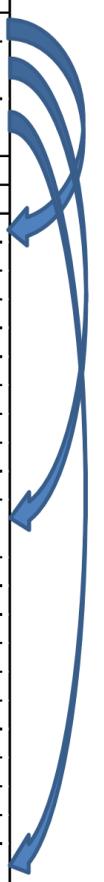
前文
第1章 総則
第1条 目的
第2条 定義
(1) 循環型社会、(2) 資源循環、(3) 適正な資源循環、(4) 自然循環、(5) 環境への負荷、(6) 廃棄物等、(7) 循環資源、(8) 循環的な利用、(9) 再使用、(10) 再生利用、(11) 熱回収、(12) 再生可能な資源、(13) 再生不可能な資源、(14) バイオマス、(15) 地産地消
第3条 自然循環の保全
第4条 適正な資源循環の確保等
第5条 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換
第6条 県の責務
第7条 事業者の責務
第8条 県民の責務
第9条 適切な役割分担及び超学際的な連携等
第2章 循環型社会形成推進計画
第10条 循環型社会形成推進計画
第3章 循環型社会の形成に関する基本的施策
第11条 森林の保全、整備等
第12条 持続性の高い農業生産方式の普及等
第13条 水産資源の適正な保存、管理等
第14条 健全な水の循環を保全するための総合的な管理
第15条 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全
第16条 野生動植物の保護
第17条 緑化の推進及び緑地の保全
第18条 自然再生の推進
第19条 県の工事等における健全な自然循環への配慮
第20条 資源及びエネルギーの消費の抑制
第21条 新エネルギー利用等の促進
第22条 環境への負荷を低減するための交通の円滑化
第23条 廃棄物等の発生の抑制及び資源循環の循環的な利用の促進
第24条 事業者による循環型社会の形成への取組の促進
第25条 環境物品等への需要の転換の促進
第26条 地産地消の促進
第27条 バイオマス製品の利用の促進
第28条 産業廃棄物の適正な処理
第29条 環境の保全上の支障の防止及び除去等
第30条 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
第31条 県民等の自発的な活動の促進
第32条 調査の実施
第33条 科学技術の振興
第34条 経済的措置

現行「福島県循環型社会形成推進計画」

1 計画策定の背景と目的
2 計画の位置付け
3 計画の期間
4 現状と課題
(1) 自然循環について
(2) 資源循環について
(3) 生活様式及び行動様式について
5 福島県が目指す循環型社会
(1) 自然循環が保全された社会 ～自然と人が共生する社会～
(2) 適正な資源循環が確保された社会 ～「ごみ」のない社会～
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～「もったいない」の心が生きている社会～
6 施策の展開
(1) 自然循環の保全 ～自然と人が共生する社会を目指して～
① 森林の保全、整備等
② 持続性の高い農業生産方式の普及等
③ 水産資源の適正な保存、管理等
④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理
⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全
⑥ 野生動植物の保護
⑦ 緑化の推進及び緑地の保全
⑧ 自然再生の推進
⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮
(2) 適正な資源循環の確保等 ～「ごみ」のない社会を目指して～
① 資源及びエネルギー消費の抑制
② 新エネルギー利用等の促進
③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化
④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進
⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組の促進
⑥ 環境物品等への需要の転換の促進
⑦ 地産地消の促進
⑧ バイオマス製品の利用促進
⑨ 産業廃棄物の適正処理
⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～
① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
② 県民等の自発的な活動の促進
(4) 共通の施策
① 調査の実施
② 科学技術の振興
③ 経済的措置
7 計画の推進
(1) 県民の役割
(2) 民間の団体等の役割
(3) 事業者の役割
(4) 行政の役割
① 市町村
② 県
(5) 連携
8 進行管理

次期「福島県循環型社会形成推進計画」

1 計画策定の趣旨
2 計画の位置付け
3 計画の期間
4 福島県が目指す循環型社会
(1) 自然循環が保全された社会 ～多様な自然環境が保全された社会の実現～
(2) 適正な資源循環が確保された社会 ～地域循環システムの形成による低炭素社会の実現～
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会 ～賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現～
5 施策の体系
6 施策の展開
(1) 自然循環の保全 ～多様な自然環境が保全された社会の実現を目指して～
① 森林の保全、整備等
② 持続性の高い農業生産方式の普及等
③ 水産資源の適正な保存、管理等
④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理
⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全
⑥ 野生動植物の保護
⑦ 緑化の推進及び緑地の保全
⑧ 自然再生の推進
⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮
(2) 適正な資源循環の確保等
～地域循環システムの形成による低炭素社会の実現を目指して～
① 資源及びエネルギー消費の抑制
② 新エネルギー利用等の促進
③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化
④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の促進
⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組の促進
⑥ 環境物品等への需要の転換の促進
⑦ 地産地消の促進
⑧ バイオマスの利用促進
⑨ 産業廃棄物の適正処理
⑩ 環境の保全上の支障の防止及び除去等
(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換
～賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現を目指して～
① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
② 県民等の自発的な活動の促進
(4) 共通の施策
① 調査の実施
② 科学技術の振興
③ 財政的措置
7 計画の推進
(1) 県民の役割
(2) 民間の団体等の役割
(3) 事業者の役割
(4) 行政の役割
① 市町村
② 県
(5) 連携
8 進行管理



福島県循環型社会形成推進計画（素案）（抜粋）

福島県循環型社会形成推進計画（抜粋）

1 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲に止まっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしています。

このような現状に対し、わたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動をできる限り地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があります。

このため、本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会の形成を目指し、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定しました。

本条例の目的である循環型社会を形成していくためには、わたしたち一人ひとりが、今日の環境問題が、地球規模の空間的な広がりを持ち、将来の世代にわたる時間的広がりを持っていることを認識し、問題の本質や解決の方法について、自ら考える能力を身につけるとともに、率先して実行することが重要です。また、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が、自ら責任を持って環境に配慮した活動を行うことはもとより、幅広く連携しながら県民総参加で取り組んでいく必要があります。これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている「循環型社会の形成」を推進するための計画として位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

本計画の「5 福島県が目指す循環型社会」を平成30年度頃に見据えながら、平成22年度を目標年次とする5年計画です。

福島県循環型社会形成推進計画（素案）（抜粋）

1 計画改定の趣旨

本県では、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成するため、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定しました。この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、翌年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、本条例の理念である「自然循環の保全」、「適正な資源循環の確保等」、「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」の実現に向けて積極的に取り組みを進めてきました。これにより、森林の整備や農業による環境負荷低減などの自然の生態系への配慮や新エネルギー導入の増加、県民による環境保全活動が行われるなど、本県の状況は循環型社会の形成に向けて着実に進展しています。しかし一方では、人類の活動が自然環境へ与える負荷は依然として高く、「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の三つの危機に代表される地球規模での環境問題が深刻化しています。

このため、本県が目指す循環型社会の形成を効果的に推進するためには、これまで以上に、自然共生社会や低炭素社会に向けた取り組みと協調した施策を展開するとともに、わたしたち一人ひとりが、環境問題について改めて認識し、民間の団体、事業者、行政等のあらゆる主体が県民総参加で、幅広く連携・協働することが重要です。

持続可能で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、これまでの取組成果や社会経済情勢の状況を踏まえ、本計画を改定し、取り組むべき施策をより一層効果的かつ的確に推進することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画を推進するための個別計画として位置付けられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」（平成23年〇月）や「福島県地球温暖化対策推進計画」（平成23年〇月）等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

福島県総合計画が描く将来展望をもとに、平成23年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする4か年計画です。

【福島県総合計画が描く将来（30年後）の福島のイメージ】

環境負荷の少ない低炭素・循環型社会に転換し、美しい自然環境に包まれた持続可能な社会が実現しています。

4 現状と課題

(1) 自然循環について

福島県は、奥羽山脈と阿武隈高地が縦断する広大な県土に、国立・国定公園、県立自然公園など優れた景観や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境を有するとともに、多様な地形と自然条件の下に植物相や動物相も変化に富むなど、豊かな自然に恵まれています。そのような自然は、永い時間をかけて造り上げられてきたかけがえのない財産であり、県民は、その恩恵を受けて生活を営んできています。

しかしながら、一方で、近年の急速な経済発展や情報化の進展及びそれらに伴うライフスタイルの変化により、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の増大など生活環境が悪化するとともに、自然の破壊が進み、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕するなど生態系が脅かされ、自然の循環が損なわれる現象が生じています。

人の活動は、自然から資源等を獲得することにより、その活動を維持発展させていますが、持続可能な社会を形成していくためには、環境への負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければなりません。

そのため、水その他の自然的構成要素の良好な状態での保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に資する施策に取り組むことが必要です。

(2) 資源循環について

日本では、戦後の経済の高度成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済システムとなり、その量的な拡大が自然循環を上回り、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。現実の地球が有限で劣化することは、誰の目から見ても明らかであり、自然環境を悪化させ、天然資源を枯渇させてしまえば人類の生存そのものが危うくなってしまふ恐れがあります。

本県においても、産業廃棄物が年々漸増しており、最終処分場の残余年数の見通しは、長期的には厳しい状況も見込まれます。また、廃棄物の不法投棄、水や土壌の汚染などの環境の悪化等が身近な問題となってきました。

このため、現在の経済システムを転換し、最少の資源を用いて最大の効果を挙げることを念頭に、化石燃料、鉱物資源等枯渇資源の消費抑制を図ることはもとより、再生可能な資源の循環利用の促進と利用後の処分の適正化を図る必要があります。また、地域において持続可能な循環型社会を形成していくためには、再生可能な資源が再生可能な範囲で、地域内でその利用が促進されることが経済コストの面からみても有効です。

(3) 生活様式及び行動様式について

20世紀の経済成長を最優先する社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきました。

また、それは、自然と人の関係に止まらず、わたしたちの社会に様々な問題を投げかけています。

計画（素案）

現行計画

健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでの物を中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。

日本には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた独自の伝統文化があります。その中には、自然や文化を愛し、心豊かに生きること、「もったいない」や「足るを知る」など循環型社会に通じる節度ある生き方も含まれており、今日では、江戸時代のような、物を大切に扱い、再使用、再生利用が徹底され、廃棄物の少なかった循環型社会の経験、歴史が見直されています。

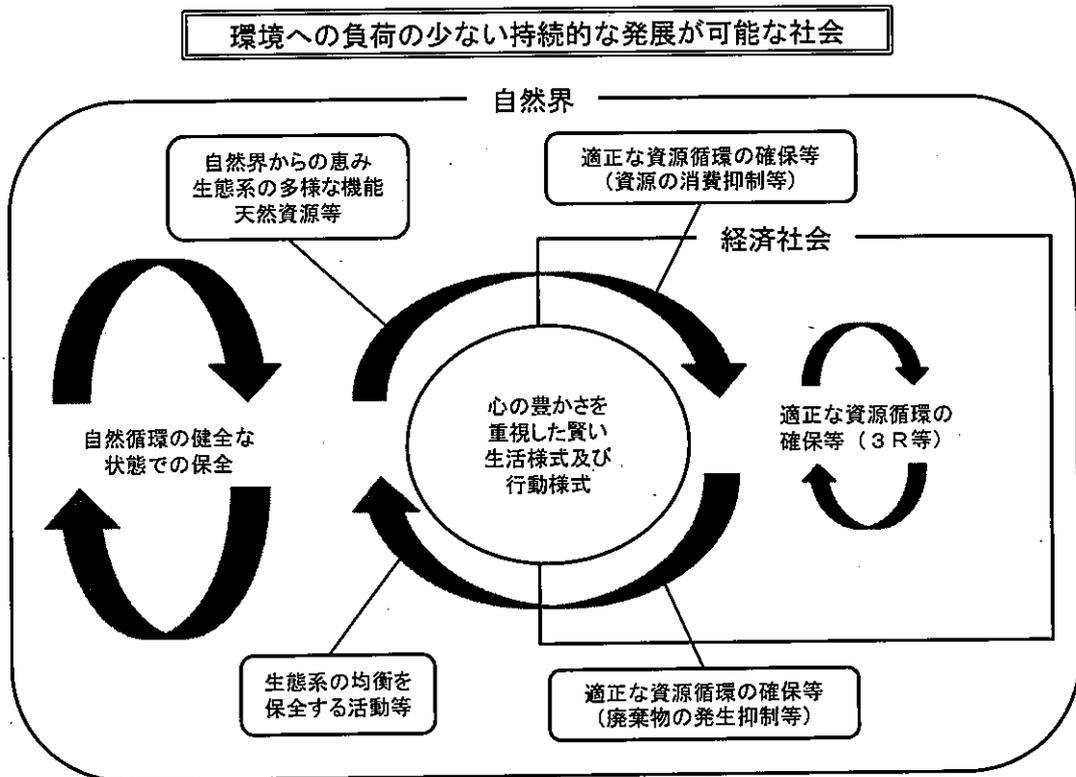
日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しています。循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こすとともに世界の先進的・効果的な取組みの視点を取り入れながら、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢いライフスタイルに転換していく必要があります。

5 福島県が目指す循環型社会

4 福島県が目指す循環型社会

本条例が示す循環型社会とは「適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会」です。

本計画では、本条例が示す循環型社会の将来の実現を目指して、次の3つのビジョンを掲げて取組みを進めていきます。



(1) 自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～

人が活動するにあたって、自然の生態系等への配慮を優先することにより、健全な自然循環が保たれ、自然と人が共生する持続可能な社会の実現を目指します。

(2) 適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～

地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3Rの推進」を通じて、適正な資源循環が確保された「ごみ」のない社会の実現を目指します。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～

日本の精神文化である「もったいない」の心が生かされ、物を大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会の実現を目指します。

【ビジョン1】

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

人が活動するにあたっては、生態系への思いやりを優先し、環境への負荷低減を図り、生物の多様性が保たれた豊かな自然環境が守られているとともに、自然とふれあうことのできるさまざまな場や機会が確保され、自然の恵みを将来にわたって享受できる多様な自然環境が保全された社会の実現を目指します。

【ビジョン2】

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムの形成による低炭素社会の実現～

深刻化する地球温暖化や長期的な資源のひっ迫に対する社会的な認識が深まり、産業、行政、学校、家庭等が一丸となった省資源・省エネルギー活動や廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の「3Rの推進」等の取組みが定着するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環システムの形成による低炭素社会の実現を目指します。

【ビジョン3】

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

～賢いライフスタイルの確立による

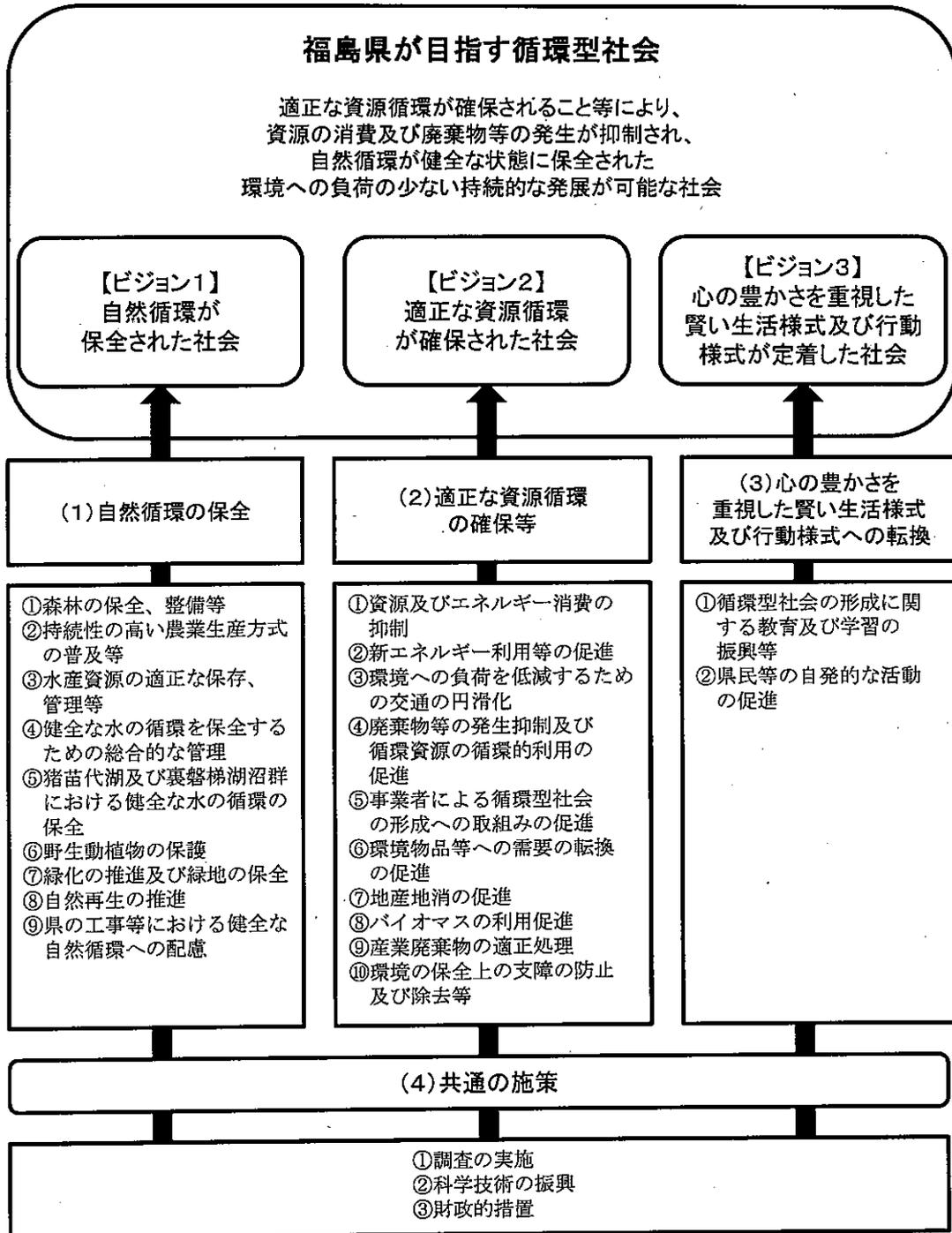
環境に負荷をかけない社会の実現～

心の豊かさを重視したライフスタイルが優先され、県民一人ひとりが、自然環境や廃棄物などの環境問題に関して、環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、その解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら積極的に取り組むなど、賢いライフスタイルの確立による環境に負荷をかけない社会の実現を目指します。

現行計画

5 施策の体系

本計画において展開する施策の体系は次のとおりです。



6 施策の展開

(1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～

循環型社会は、人間が生態系の多様な機能に支えられており、その生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っています。人が活動するにあたって、その均衡が損なわれないよう自然の賢明な利用に注意を払い、また、自然循環を保全することを目的として、次のことに取り組みます。

6 施策の展開

(1) 自然循環の保全

～多様な自然環境が保全された社会を目指して～

福島県は、県土の約70%を森林が占めているとともに、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境や、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園に代表される豊かな自然と優れた景観を有しています。

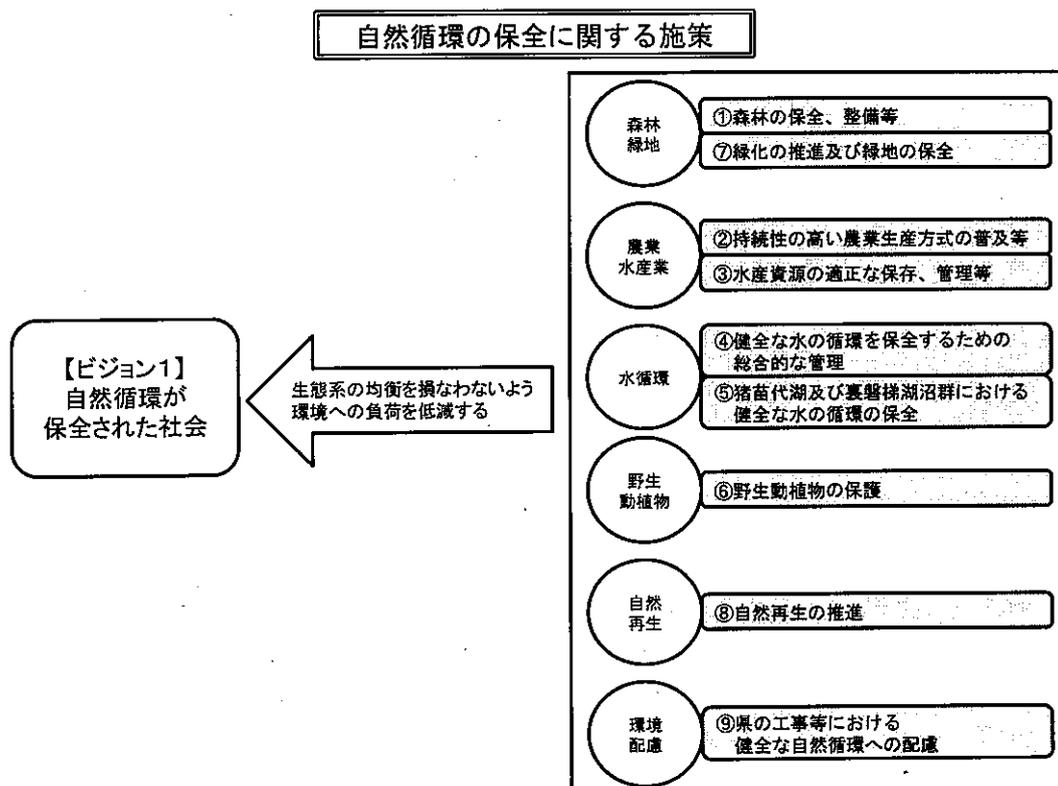
また、様々な地形や自然条件のなかで、多様な動植物が生息・生育しています。

これらの豊かな自然環境は、森林による二酸化炭素吸収など多面的な機能をはじめ、清らかな水環境やさまざまな農林水産物等、私たちの生活に多くの恵みを与えてくれます。

本県では、自然循環が健全に保たれるよう、計画的な森林整備や環境と共生する農業の拡大、生活排水対策等による健全な水循環の保全、県民ボランティアとの協働による野生動植物の保護等を行ってきました。

しかし、地球温暖化等の地球環境問題による自然環境への影響や猪苗代湖の水環境悪化等の水循環系の変化、野生動植物の絶滅危機にある種の増加、人の活動による開発や資源採取、廃棄物の増加等、自然循環が損なわれる現象が生じています。

自然循環が健全な状態で保全され、本県の恵まれた自然環境を美しいままの姿で未来に引き継いでいくためには、森林による二酸化炭素吸収量の確保など本県の自然特性を生かした施策を展開するとともに、農業等による環境への負荷の低減を図り、水その他の自然的構成要素を良好な状態で保持し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ることが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。



現行計画

(2) 適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～

有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えています。その負荷をできる限り軽減するため、再生可能な資源が持続的に利用されるとともに、地域内でのその利用が促進されるよう、再生不可能な資源はその消費が抑制されるよう、また、循環利用が行われなくなった物については、適正に処分されるよう、次のことに取り組みます。

（２）適正な資源循環の確保等

～地域循環システムの形成による低炭素社会を目指して～

従来の大量生産、大量消費及び大量廃棄型の経済社会システムは、自然界から多くの資源を獲得するとともに、多くの廃棄物を排出し、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。自然環境の悪化や天然資源の枯渇、また化石燃料の消費による地球温暖化は、人類やその他多くの生物の生存そのものに関わる大きな問題となってきています。

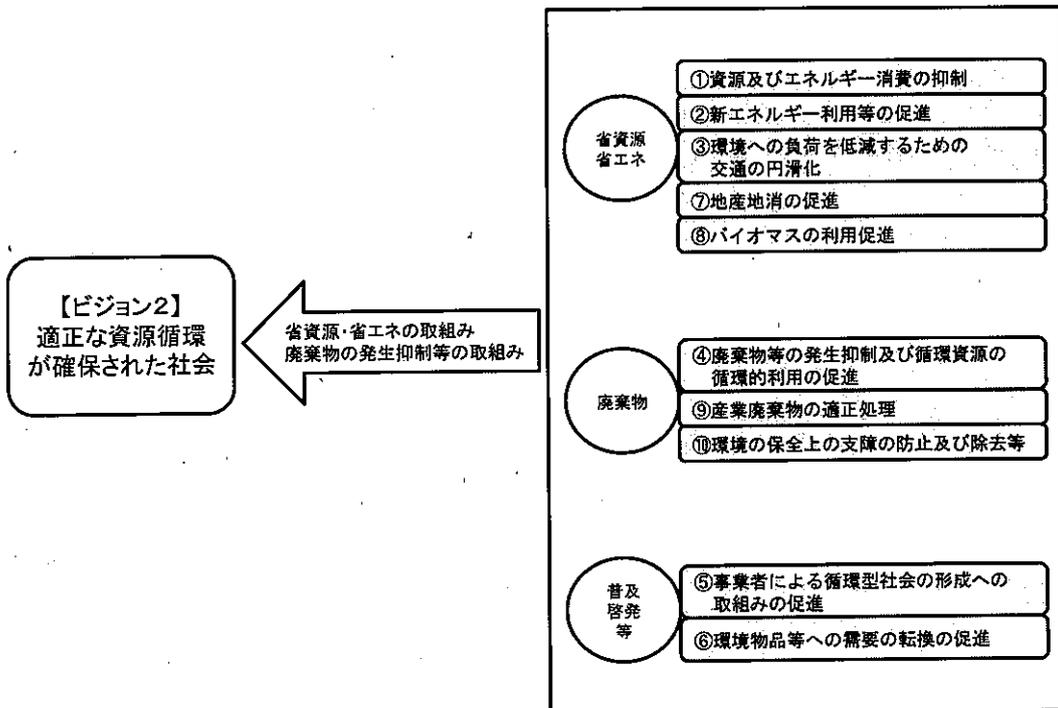
本県では、省資源・省エネルギー等の環境保全活動を県民運動として展開するとともに、新エネルギーの導入や3Rの推進、バイオマスの利活用等を図り、適正な資源循環の確保等に取り組んできました。

世界的には資源の需給ひっ迫が生じていることから、省資源化を進めていくことが不可欠であるとともに、廃棄物の不法投棄、水や土壌の汚染などの環境問題に引き続き取り組む必要があります。

自然界に大きな負荷を与えずに、適正な資源循環を確保するためには、化石燃料等の資源やエネルギーの消費抑制を図ることが、低炭素社会への転換の面からも重要であり、また、廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、利用後の処分の適正化をより一層図る必要があります。さらに、輸送エネルギーの低減や地域における資源循環を促進するためには、地産地消やバイオマスの利活用を促進するなど、地域の特性や資源の性質に応じて最適な規模での地域循環が形成されることが重要です。そのため、次の施策に取り組めます。

なお、県内における物質の流れの特徴を把握するため、前計画策定時と同様の手法で行った物質フローでの試算によると、平成12年と比較した平成20年の本県の「資源生産性」は改善し、「循環利用率」も上昇する見込みです。

適正な資源循環の確保等に関する施策



(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換
～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～

循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において、環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要です。このため、「もったいない」や「足るを知る」等の日本人に伝統的に引き継がれてきた心を生かすなど環境教育・学習等により、家庭や学校等において意識や価値観の転換を促すことが求められています。そこで、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう次のことに取り組みます。

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換 ～賢いライフスタイルの確立による

環境に負荷をかけない社会を目指して～

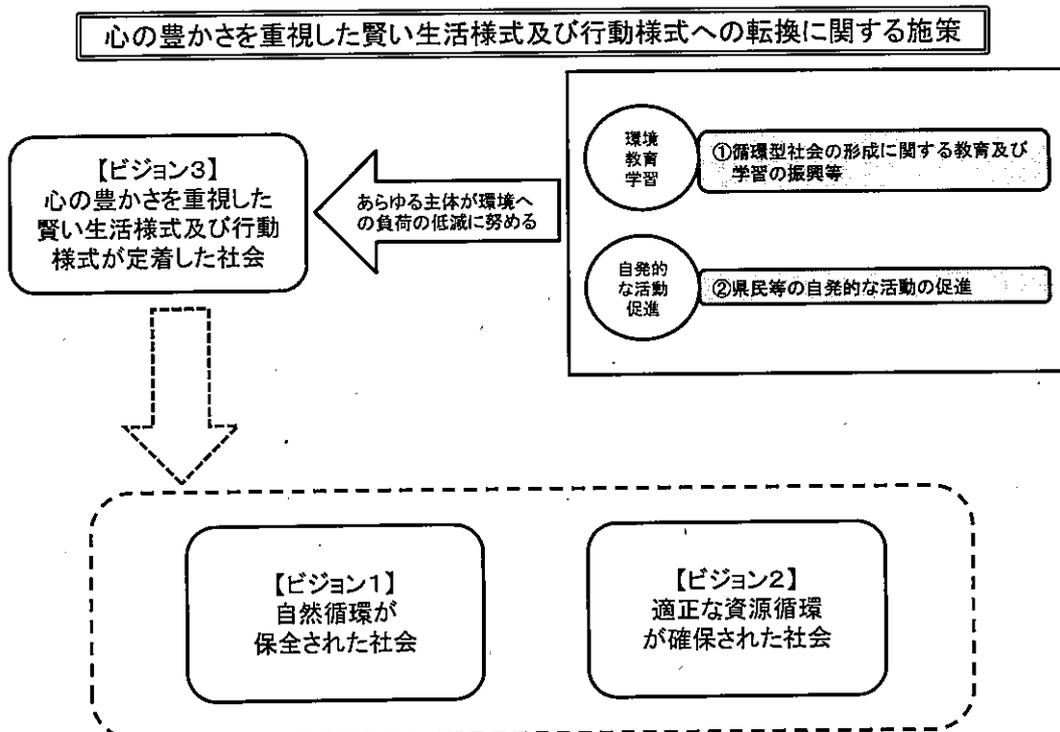
私たちのこれまでの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費や不用となったものの大量廃棄につながり、限られた資源の枯渇や環境汚染等のさまざまな環境問題を引き起こしてきました。

特に、近年では、資源やエネルギーの大量消費等は温室効果ガスを増加させ、地球温暖化問題を深刻化させています。

これらの問題は、技術の開発や生産性の向上などにより解決できることもありますが、もっとも大切なのは、私たち一人ひとりが環境問題に対する高い意識を持ち、これまでの物を中心とした価値観を見直し、心の豊かさを重視するとともに、自ら行動し、環境負荷が少ない社会を県民総参加で創っていくことです。

本県では、県民の環境問題に対する意識を高めるため、環境教育・学習の推進を図るとともに、県民等が行う自発的な活動の促進を図ってきました。これにより、県民の環境問題に関する意識や行動は高まってきましたが、今後もより一層環境教育・学習の推進と自発的な活動を促進させることが重要です。

健全な自然環境と適正な資源循環を未来へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが自然や次の世代への「思いやり」や、「もったいない」、「3R」などの意識を常に持ち、環境保全活動への参加と連携・協働によるライフスタイルの転換を図っていくことが重要です。そのため、次の施策に取り組みます。



現行計画

(4) 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

- ① 調査の実施
- ② 科学技術の振興
- ③ 経済的措置

7 計画の推進

- (1) 県民の役割
- (2) 民間の団体等の役割
- (3) 事業者の役割
- (4) 行政の役割
 - ① 市町村
 - ② 県
- (5) 連携

8 進行管理

別表1 もったいない50の実践

別表2 数値目標

計画（素案）

（４）共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

- ① 調査の実施
- ② 科学技術の振興
- ③ 財政的措置

7 計画の推進

- （１）県民の役割
- （２）民間の団体等の役割
- （３）事業者の役割
- （４）行政の役割
 - ① 市町村
 - ② 県
- （５）連携

8 進行管理

資料1 もったいない50の実践

資料2 数値目標一覧

資料3 福島県における物質フローの概要

福島県循環型社会推進計画 数値目標

○現行計画

(1) 自然循環の保全

番号	次期計画	指 標
1	×	県立自然公園利用者数
2	△	森林整備ボランティア参加者数
3	△	間伐実施面積
4	○	エコファーマー認定者数
5	×	「環境にやさしい米づくり」面積
6	○	汚水処理人口普及率
7	×	水環境基準達成率
8	○	猪苗代湖のCOD値
9	○	野生動植物保護サポーター登録者数
10	△	緑地等面積

※「次期計画」欄の表記

「○」は次期計画にあり

「△」は次期計画に類似指標あり

「×」は次期計画になし

◎次期計画

① 森林の保全、整備等

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
1	森林整備面積	11,071ha	61,000ha以上 (H22~26累計)	○	○	新規指標
2	森林づくり意識醸成活動の参加者数	151,497人	155,000人以上	○	○	新規指標

② 持続性の高い農業生産方式の普及等

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
3	エコファーマー数	16,978人	20,000人以上	○	○	
4	中山間地域等における地域維持活動を行う面積	16,316ha	17,600ha以上	-	○	新規指標

③ 水産資源の適正な保存、管理等

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
5	資源管理型漁業の取り組み数	9種	14種以上	-	-	新規指標
6	新規沿岸漁業就業者数 (沖合底引き網漁業を含む)	12人	20人以上	-	-	新規指標

④ 健全な水の循環を保全するための総合的な管理

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
7	汚水処理人口普及率	73.1%	80%以上	○	○	
8	上下流連携による源流域保全活動事例数	60件 (H20年度)	60件	-	○	新規指標

⑤ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
9	猪苗代湖のCOD値	1.0mg/l	0.5mg/l以下	○	○	

⑥ 野生動植物の保護

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
10	野生動植物保護サポーター登録者数	99人	140人以上	○	○	

⑦ 緑化の推進及び緑地の保全

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
11	一人当たりの都市公園面積	12.43㎡/人	12.5㎡/人以上	-	○	新規指標

⑧ 自然再生の推進

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
12	水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	67か所 (H20年度)	73か所	-	○	新規指標

⑨ 県の工事等における健全な自然循環への配慮

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
13	県有建築物の環境性能診断実施数	46施設数 (H20年度)	136施設数	-	○	新規指標

○現行計画

(2) 適正な資源循環の確保等

番号	次期計画	指 標
1	×	一般家庭等における年間電力使用量(一人当たり)
2	○	温室効果ガス排出量(H2年度比)
3	○	クリーンエネルギー自動車の普及台数
4	×	県有施設への新エネルギー率先導入
5	○	新エネルギー導入量(原油換算)
6	○	一般廃棄物の県民1人1日当たり排出量
7	○	リサイクル率
8	○	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数
9	○	県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数
10	×	グリーン購入アンケートによる取組率
11	×	ペレットストーブの導入台数
12	○	産業廃棄物減量化・再生利用率
13	×	産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量

※「次期計画」欄の表記

「○」は次期計画にあり

「△」は次期計画に類似指標あり

「×」は次期計画になし

◎次期計画

① 資源及びエネルギー消費の抑制

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
1	温室効果ガス排出量(H2年度比)	128.7%(H19年度)	92%(H22年度)	○	○	
2	温室効果ガス排出量(事業者としての福島県)(H20年度比)	100%(H20年度)	95%	-	-	新規指標
3	「福島議定書」事業参加団体数	学校 774 事業所 1,922	モニタリング指標(増加を目指す)	○	○	新規指標
4	クリーンエネルギー自動車の普及台数	16,574台	20,000台	○	○	

② 新エネルギー利用等の促進

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
5	新エネルギー導入量(原油換算)	191,128kl	kl	○	○	

③ 環境への負荷を低減するための交通の円滑化

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
6	渋滞対策実施箇所数	- (H20年度)	6箇所	-	-	新規指標

④ 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
7	一般廃棄物の県民1人1日当たり排出量	1,036g/人・日(H20年度)	915g/人・日※(H27年度)	○	○	
8	一般廃棄物のリサイクル率	15.5%(H20年度)	26%※(H27年度)	○	○	
9	1日当たりの最終処分量	268トン/日(H20年度)	200トン/日※(H27年度)	-	-	新規指標
10	産業廃棄物の排出量(1年間に県内で排出された産業廃棄物の排出量(単位:トン))	8,344千トン/年(H20年度)	8,305千トン/年※(H27年度)	○	○	新規指標
11	産業廃棄物減量化・再生利用率	91%(H20年度)	92%※(H27年度)	○	○	
12	建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)	100%	100%	-	○	新規指標
13	農業用使用済プラスチックの組織的回収率	71.8%	100%	-	○	新規指標
14	下水汚泥リサイクル率	93.2%	85%以上	-	○	新規指標
15	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数(累計)	55製品	100製品	-	-	

※福島県廃棄物処理計画における目標値及び目標年度

⑤ 事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
16	県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所数	444事業所	615事業所	-	○	

⑥ 環境物品等への需要の転換の促進

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
17	県機関におけるグリーン購入割合	90.5%	100%	-	○	新規指標

⑦ 地産地消の促進

番号	指 標	現況値(H21年度)	目標値(H26年度)	総合計画	環境基本計画	区分
18	うつくしま農林水産ファンクラブ会員数	2,230人	3,000人以上	○	-	新規指標

○現行計画

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換

番号	次期計画	指 標
1	○	環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)
2	○	うつくしまエコリーダー認定者数(累計)
3	×	「もったいない運動」取組団体数

※「次期計画」欄の表記

「○」は次期計画にあり

「△」は次期計画に類似指標あり

「×」は次期計画になし

(4) 共通の施策

◎次期計画

① 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
1	環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)	22,259人	30,000人	-	○	
2	せせらぎスクール参加団体数 延べ参加者数	156団体 8,510人	200団体 10,000人	-	○	新規指標

② 県民等の自発的な活動の促進

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
3	うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数	704回	850回	-	○	新規指標
4	うつくしまエコリーダー認定者数(累計)	1,624人	1,800人	-	○	
5	ストップ・ザ・レジ袋実施店(累計)	181店 (H21年6月)	3,000店	-	○	新規指標
6	マイバッグ等持参率	85.1% (H21年6月)	モニタリング指標 (上昇を目指す)	-	○	新規指標

② 科学技術の振興

番号	指 標	現況値 (H21年度)	目標値 (H26年度)	総合計画	環境基本 計画	区分
1	県の機関又は県の支援による環境関連技術の研究開発件数(累計)	50件	70件	-	○	新規指標